

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた支援

農林水産省 農林水産物・食品輸出促進対策事業

令和8年度 輸出環境整備推進事業

自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業

1. 趣旨

農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の発給、輸出施設の認定、試験検査の実施等の迅速化、効率化、また、輸出を希望する事業者の利便性を向上させるため、これらの業務を担っている都道府県、保健所設置市、特別区や民間検査機関等(証明書発行機関等)の体制強化を支援します。

2. 活用事例

(1) 証明書発行や施設認定等を効率的に行いたい

- 輸出証明書発行等の迅速化や輸出を希望する事業者の利便性向上を図るため、事業者からの相談対応、申請受付、事前審査、施行、発送の事務に従事する者の増強に必要な人件費等を支援
- 施設認定等の迅速化のため、証明書発行機関等における審査等を適正に進める体制整備、人員確保に要する費用を支援



証明書発行等業務の人員増強



施設認定、審査体制の整備



(2) 証明書発行機関等の実務担当者の技能を向上させたい

- 輸出関連施設の認定審査、監査等に必要な知識、技術を習得するため、実務担当者向け研修の受講や開催、現地研修に要する費用を支援



集合研修の受講、開催



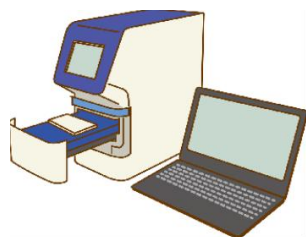
オンライン研修



現地研修

(3) 輸出先国から求められる検査を迅速、効率的に進めたい

- 輸出先国から求められる放射性物質、微生物、残留農薬、栄養成分表示のための分析等について処理能力向上による迅速化、効率化に必要な**検査機器の導入、更新及びレンタル・リースに要する費用を支援**



PCR検査機器



高速液体クロマト
グラフ質量分析計



輸出向け栄養成分
表示のための分析

3. 支援内容の例示

(1) 体制強化及び能力向上を図る

- 証明書発行、施設認定の体制整備や輸出を希望する事業者の利便性向上を図るため、相談対応、証明書発行の申請受付、発送等の事務に従事する者の増強に必要な経費
 - 窓口の新設、受付時間延長等に必要な人員の確保
 - 相談、申請受付、事前審査等の窓口対応を行う者の増員
 - 施設認定の審査業務や審査を効率的に進めるためのスケジュール調整を行う者の確保
- 認定（希望）施設に対する監査及び助言に従事する者の能力向上を図る
 - 実務担当者の研修参加の経費（ISO22000審査員研修、ISO/IEC17025内部監査員養成等）
 - 実務担当者向けの研修の開催、運営、研修資料の作成等
 - 試験所認定（ISO/IEC17025）の規格解説、試験所の監査手法に関する研修の開催又は受講

(2) 輸出先国から求められる試験検査を迅速かつ効率的に進める

- 検査機器の導入、更新又はレンタル・リースに必要な経費
- 検査機器の例：放射性物質検査機器の更新、対米牛肉輸出に必要なPCR検査機器、輸出に必要な残留農薬検査のため高速液体クロマトグラフ質量分析計の導入、輸出向け栄養成分表示の分析に必要な高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフの導入等

※補助率：（1）は定額（ただし、実務担当者の研修受講に要する旅費については、受講者1人あたりの補助金額の上限を500千円とする。）
（2）は1/2以内（ただし、1申請あたりの補助金額の上限を40,000千円とし、下限を500千円とする。）

お問合せ先

本事業への申請窓口は、一般社団法人食品衛生登録検査機関協会となります。申請に関する情報は以下のwebページをご確認ください。

一般社団法人 食品衛生登録検査機関協会 042-794-4127

<https://www.ariafh.or.jp/hoken/hojo.html>